

現 行	改 正 後
<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <p>1. 共通事項</p> <p>1-1 検査終了後のフォローアップ</p> <p>1-2 ソルベンシー・マージン比率等について</p> <p>1-3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> <p>1-4 子会社等について</p> <p>1-5 <u>子保険会社関係の弊害防止措置等について</u></p> <p>(略)</p> <p>1. 共通事項</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1-3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> </div> <p>保険会社に対し経営の健全性及び業務の適切性を確保するため必要な場合には、法第128条に基づく報告又は資料の提出を求めることができる。また、保険会社の経営状態によっては、法第132条等に基づく業務改善等の命令を行うことが必要となる。</p> <p>以下において、保険会社を監督するための、着眼点を整理した。</p> <p>1-3-1 経営姿勢 (略)</p> <p>1-3-2 経営管理</p> <p>(1) 経営の健全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <p>1. 共通事項</p> <p>1-1 検査終了後のフォローアップ</p> <p>1-2 ソルベンシー・マージン比率等について</p> <p>1-3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> <p>1-4 子会社等について</p> <p>1-5 <u>弊害防止措置について</u></p> <p>(略)</p> <p>1. 共通事項</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1-3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> </div> <p>保険会社に対し経営の健全性及び業務の適切性を確保するため必要な場合には、法第128条に基づく報告又は資料の提出を求めることができる。また、保険会社の経営状態によっては、法第132条等に基づく業務改善等の命令を行うことが必要となる。</p> <p>以下において、保険会社を監督するための、着眼点を整理した。</p> <p>1-3-1 経営姿勢 (略)</p> <p>1-3-2 経営管理</p> <p>(1) 経営の健全性の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>基礎書類(法第4条第2項第2号から第4号までに掲げる書類)において保険会社に裁量の余地が残るものとなっている商品については、審査基準(法第5条第1</u></p>

— (略)
— (略)
— (略)
— (略)

(2) } (略)
(9) }

1-3-3 } (略)
1-3-5 }

【新設】

項第3号及び第4号並びに規則第11条第1号から第5号まで、第12条第1号から第3号まで及び第4号イから八までの基準をいう。)の各事項その他の法令に沿った保険契約の内容及び保険料となるよう社内体制(保険契約の締結及び保険募集を含む。)が整備されているか。また、外国保険会社等においても、上記に準じ、同様の措置が講じられているか。

— (略)
— (略)
— (略)
— (略)

(2) } (略)
(9) }

1-3-3 } (略)
1-3-5 }

1-3-6 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等

- (1) 規則第53条から第53条の7までに規定する措置等が適正に実施されているか。
- (2) 規則第53条、第53条の4及び第53条の6に規定する措置(以下この1-3-6において「当該措置」という。)について、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。
- (3) 当該措置について、職員並びに営業職員及び募集代理店の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。
- (4) 規則第53条第4号に規定する「被保険者のために積み立てられている額」には、規則第10条第3号に規定する契約者価額の計算の基礎とする額並びに第28条第1項第1号(社員配当準備金)、同第70条第1項第1号イ(未経過保険料)、第3号(払戻積立金)及び第4号(契約者配当準備金等)等が含まれる。
- (5) 規則第53条第4号に規定する「既契約と新契約が対比できる方法」が次のとおりとなっているか。

規則第53条第4号イに規定する事項について、書面に既契約及び新契約に関して記載項目毎に対比して記載する。

上記 にかかわらず、次に掲げる場合には、既契約及び新契約に関して規則第 5 3 条第 4 号イに規定する事項が記載されたそれぞれの書面を交付して対比することも可能とする。

イ．保険種類が異なり、かつ、既契約及び新契約（いずれも特約を含む。）の保障内容又は担保内容が全く異なるもの。

ロ．複数の既契約を一の新契約にする場合等既契約及び新契約の契約内容やシステム上の問題等により、記載項目毎に対比して記載（上記 をいう。）しない合理的な理由があるもの。

上記 の書面により代替する場合には、当該書面の交付にあたって既契約と新契約の対比説明を徹底する等、保険契約者等の保護に欠けることのないよう措置を講じる。

(6) 規則第 5 3 条第 4 号に規定する既契約と新契約の対比が適切に行われているか。

なお、同号に規定する「その他保険契約に関して重要な事項」とは、次に掲げる事項をいう。

・保険料の払込方法、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の有無、予定利率の変動によって保険料が引き上げとなる事実、その他保険契約の特性から重要と認められる事項、のうち該当する事項。

(7) 規則第 5 3 条第 4 号ロに規定する保障内容を見直す方法が交付する書面に適切に記載されているか。

なお、同号に規定する「既契約を継続したまま保障内容を見直す方法」とは、次に掲げる方法をいう。

既契約に特約を中途付加する方法

既契約に追加して、他の保険契約を締結する方法 等

(8) 規則第 5 3 条第 1 号から第 4 号までに定める書面の交付に関して、保険契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。

また、職員並びに営業職員及び募集代理店による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。

1 - 4 子会社等について

(略)

1 - 5 子保険会社関係の弊害防止措置について

生損保への相互参入について、以下のような弊害防止措置がとられているか。

(新設)

(9) 規則第53条に規定する措置に関して、当該書面等に記載又は説明すべき事項及び保険契約申込書等における当該書面の受領確認に関する文言の表示にあっては、文字の大きさ等に留意して、その平明性及び明確性が確保されているか。

1 - 4 子会社等について

(略)

1 - 5 弊害防止措置について

(削除)

1 - 5 - 1 保険業法施行規則第53条の4に掲げる書面の内容

保険業法施行規則第53条の4に掲げる書面には、適正な保険募集を確保する観点から、以下の内容についての記載が含まれる必要がある。

- ___ 当該保険会社とその特定関係者に該当する金融機関とは別法人であること
- ___ 当該保険会社が引き受ける保険は、当該金融機関が受け入れる預金ではなく、また預金保険制度の対象となるものではないこと
- ___ 当該金融機関の役職員は、保険会社が提供する保険商品若しくは役務に関する自己の評価、意見等を表明し、又はその保険商品若しくは利点を強調すること等によって、当該保険会社と保険契約者との間の契約の締結を補助するときは、法第275条の規定に違反するおそれがあるので、これを行うことはできないこと
- ___ 生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険会社との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社の特定関係者（法第100条の3に規定する特定関係者及び法第194条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為は、法第300条により禁止されていること

(新設)

1 - 5 - 1 役職員の兼職等

(1) (略)

(2) (略)

(3) 親保険会社から子保険会社への職員の出向については、当該子保険会社の設立後5年を目途として、非出向職員の数を当該子保険会社の職員総数の50%程度以上に引き上げることとなっているか(出向職員のうち、当該親保険会社から当該子保険会社に転籍した者については、転籍時点以降非出向職員とみなし、当該親保険会社に在籍している者については、出向開始後2年経過した時点以降非出向職員として取り扱う。)

当該保険会社は、当該金融機関の顧客に関する非公開情報が当該保険会社が引き受ける保険に係る保険募集に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない(当該非公開情報が保険募集に利用されることにつき事前に当該顧客の書面による同意がある場合を除く。)とされていること

1 - 5 - 2 規則第53条の5に規定する「金融機関からの独立を損なわない態様」とは、保険会社が、その営業所又は事務所(以下「店舗」という。)をその特定関係者に該当する金融機関の店舗と同一の建物に設置しないこと又は設置する場合に店舗の態様が次に掲げるいずれにも該当することが必要である。

当該保険会社の店舗と当該金融機関の店舗との間に固定された壁、間仕切りが設けられていること

当該建物内の当該保険会社の店舗の出入口と当該金融機関の店舗の出入口がそれぞれ独立して設置されており、明確に区分されていること

当該保険会社の店舗と当該金融機関の店舗との間で、電話、受付及び会議室等を共用していないこと

1 - 5 - 3 子保険会社関係の弊害防止措置

生損保への相互参入について、以下のような弊害防止措置がとられているか。

(1) (略)

(2) (略)

(削除)

1 - 5 - 2 店舗等の共用

(1) 子保険会社の本店は、親保険会社の本店又は主たる事務所と同一建物に設置していないか。また、親保険会社の支店等と同一建物に設置する場合には、親保険会社が専ら使用している建物に同居していないか。

(2) 子保険会社の支店等を親保険会社の支店等と同一の建物に設置する場合には、それぞれの支店等が相互に独立区分されているか。

(3) コンピューター設備の共用については、親保険会社、子保険会社の一方から他方へのアクセスができないようシステム設計がなされているか。

(削除)

1 - 5 - 3 守秘義務

保険会社には、保険会社としての守秘義務があるが、親保険会社と子保険会社との間においても、同守秘義務が当然に存在するので留意する必要がある。

(削除)

(以下 略)

(以下 略)

附 則

この改正規定は、平成11年10月29日から施行する。ただし、1-3-6のうち改正後の保険業法施行規則第53条第3号及び第4号(平成11年10月29日公布)に係る規定、並びに1-3-6(8)の規定は、平成12年2月1日から施行する。